

広島県告示第百二一〇号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県竹原市竹原町字明神、皆実地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
明神（二三二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	明神（二三二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
明神A（二六四四、九五六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	明神A（二六四四、九五六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
明神A（二六四四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	明神A（二六四四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
明神A（二六四四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	明神A（二六四四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
皆実（二三一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	皆実（二三一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
皆実（二三一八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	皆実（二三一八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
皆実（二三一八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	皆実（二三一八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
皆実（二三一八―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	皆実（二三一八―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
皆実（二三一八―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	皆実（二三一八―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
皆実（二三一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	皆実（二三一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

明神東谷（四四隣 a）	土石流	次の図のとおり	明神東谷（四四隣 a）	土石流	次の図のとおり
明神西谷（四四隣 b）	土石流	次の図のとおり	明神西谷（四四隣 b）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。